

石川県エコドライブ推進事業所認定要領

(目的)

第1条 この要領は、県内における運輸部門の二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、環境に配慮して自動車を運転するエコドライブの普及を図ることを目的に、エコドライブに取り組みやすい職場環境を作り、継続的にエコドライブ活動を実践していく県内の事業所を石川県エコドライブ推進事業所として認定するために必要な事項を定める。

(申請)

- 第2条 認定を受けようとする事業所は、石川県エコドライブ推進事業所参加申込書（別記様式第1号）を石川県生活環境部温暖化・里山対策室に提出するものとする。
- 2 認定を受けようとする事業所は、前項の参加申込書の提出から1年以内に、3か月間エコドライブ活動に取り組み、石川県エコドライブ推進事業所認定申請書（別記様式第2号）を石川県生活環境部温暖化・里山対策室に提出するものとする。
- 3 第1項の参加申込書の提出は、随時行うことができる。

(審査)

- 第3条 認定の審査は、次に掲げる事項について、石川県生活環境部温暖化・里山対策室にて行う。
- (1) 運輸部門の環境負荷等の現状把握に関すること
 - (2) エコドライブの取組（環境負荷の削減）目標の設定に関すること
 - (3) 前条第2項に定める3か月間の活動実績に関すること
 - (4) 目標達成に向けたエコドライブに関する具体的な活動内容に関すること
 - (5) 事業所内のエコドライブ推進体制に関すること

(認定)

- 第4条 知事は、前条に定める審査に適合した事業所を石川県エコドライブ推進事業所と認定し、認定証を交付する。
- 2 前項の認定に係る有効期限（以下「認定有効期限」という。）は、認定を受けた日から2年経過後の最初の年度末とする。

(実績報告)

第5条 認定を受けた事業所（以下「認定事業所」という。）は、毎年1月から12月までの活動実績を記載した石川県エコドライブ推進事業所実績報告書（別記様式第3号）を提出しなければならない。ただし、認定後最初の実績報告については、認定を受けた月から12月までの活動実績を記載した実績報告書を提出するものとする。

(認定の更新)

- 第6条 認定事業所は、認定有効期限の3か月前から認定有効期限までに、石川県エコドライブ推進事業所認定更新申請書（別記様式第4号）を石川県生活環境部温暖化・里山対策室に提出することにより、認定を更新することができる。
- 2 前項の認定に係る認定有効期限は、認定を受けた日から1年経過後の最初の年度末とする。

3 認定事業所が認定を更新しようとするときは、前条に定める実績報告書を毎年提出しなければならない。

(認定の取消)

第7条 知事は、認定事業所のうち実績報告書の提出がない事業所若しくはエコドライブ推進の主旨に反する行為をした事業所については、認定を取り消すことができる。

(公表)

第8条 知事は、認定事業所について、次に掲げる事項を公開することができる。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 事業所の業種

(変更の届出)

第9条 認定事業所は、前条各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに石川県エコドライブ推進事業所変更届出書（別記様式第5号）を石川県生活環境部温暖化・里山対策室に提出しなければならない。

(表彰)

第10条 知事は、県内事業所におけるエコドライブの更なる普及を図ることを目的に、認定事業所の模範的なエコドライブ活動を表彰することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年5月22日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年1月15日から施行する。

2 平成25年1月14日までに認定を受けた事業所の認定有効期限は、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。